

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則等新旧対照表

改正前	改正後
<p>国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則</p> <p>(平成18年達示第21号)</p> <p>第1章 総則 (中略) (特定有期雇用教職員の定義)</p> <p>第2条 この規則において「特定有期雇用教職員」とは、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定拠点教員 任期を付して雇用する教員のうち、<u>世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム</u> (以下「<u>トップレベル拠点プログラム</u>」という。) 又は <u>i P S細胞研究プログラム</u> (再生医療実現拠点ネットワークプログラムを実施するため他のプログラム、プロジェクト等と複合させることについて認定を受けたプログラムをいう。以下同じ。) <u>により</u> 特定拠点教授、特定拠点准教授、特定拠点講師又は特定拠点助教の職名で雇用される者</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>第3章 特定拠点教員 (職務内容)</p> <p>第8条 特定拠点教員は、<u>トップレベル拠点プログラム</u>を実施するための研究拠点又は <u>i P S細胞研究プログラム</u>を実施するための施設において研究に従事する。</p> <p>(中略)</p> <p>第7章 特定職員 (中略) (契約期間)</p> <p>第23条 特定職員の契約期間は、5年以内とし、通算5年の期間を限度として、更新することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、総長の認める特定のプログラム、プロジェクト等により雇用される特定職員の契約期間は、当該プログラム、プロジェクト等の継続する期間以内とすることができる。この場合において、当該契約期間は、これを更新しない。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、研究開発力強化法第15条の2第1項第1号又は第2号に該当する場合の契約期間は、通算10年の期間を限度として、1回に限り更新することができる。</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、<u>トップレベル拠点プログラム</u>又は <u>i P S細胞研究プログラム</u>により雇用される特定職員の契約期間は、当該プログラムの継</p>	<p>第1章 総則 (特定有期雇用教職員の定義)</p> <p>第2条 } (同左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 特定拠点教員 任期を付して雇用する教員のうち、<u>高等研究院</u>又は <u>i P S細胞研究プログラム</u> (再生医療実現拠点ネットワークプログラムを実施するため他のプログラム、プロジェクト等と複合させることについて認定を受けたプログラムをいう。以下同じ。) <u>を実施するための施設</u>において特定拠点教授、特定拠点准教授、特定拠点講師又は特定拠点助教の職名で雇用される者</p> <p>(3)～(8) (同左)</p> <p>第3章 特定拠点教員 (職務内容)</p> <p>第8条 特定拠点教員は、<u>高等研究院</u>又は <u>i P S細胞研究プログラム</u>を実施するための施設において研究に従事する。</p> <p>第7章 特定職員 (契約期間)</p> <p>第23条 } (同左)</p> <p>2 } (同左)</p> <p>3 } (同左)</p> <p>4 前2項の規定にかかわらず、<u>i P S細胞研究プログラム</u>により雇用される特定職員の契約期間は、当該プログラムの継続する期間以内とし、当該期間を限度</p>

改正前					改正後				
<p>続する期間以内とし、当該期間を限度として、更新することができる。</p> <p>5 前各項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合は、同項に定める期間又は回数を超えて更新することができる。</p> <p>6 第1項又は第3項から前項までの規定により更新された契約期間の満了後に労働契約を更新しない場合の通知及び更新しない理由の証明書については、第5条第2項及び第3項の規定を準用する。</p> <p>(中略)</p> <p>第8章 特定研究員</p> <p>(中略)</p> <p>(準用)</p> <p>第28条 第6条、第6条の2及び第20条第1項の規定は、特定研究員に準用する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第3号の規定は、<u>トップレベル拠点プログラム又はiPS細胞研究プログラム</u>により雇用する場合において大学が特に認めた場合（無期転換した場合を除く。）は、これを準用しない。</p> <p>(後略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成17年達示第38号)</p> <p>(前略)</p> <p>別表第1（第2条・第3条・第4条関係）</p>					<p>として、更新することができる。</p> <p>5 } 6 } (同左)</p> <p style="text-align: center;">第8章 特定研究員</p> <p>(準用)</p> <p>第28条 (同左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、就業規則第22条第1項第3号の規定は、iPS細胞研究プログラムにより雇用する場合において大学が特に認めた場合（無期転換した場合を除く。）は、これを準用しない。</p> <p>別表第1（第2条・第3条・第4条関係）</p>				
(略)					(同左)				
研究開発補佐員	当該業務の遂行能力がある者	当該プログラムに係る研究開発に関する職務の補佐業務に従事	満60歳（ただし、大学が特に認めた場合は、満65歳）	<ul style="list-style-type: none"> ・世界トップレベル国際研究拠点形成促進プログラム又はiPS細胞研究プログラムにて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く ・選考基準は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第15条の2第1項第1号の規定を考慮し、当該部局が定める 	(同左)			<ul style="list-style-type: none"> ・iPS細胞研究プログラムにて雇用される場合に限る ・学生、研究生等を除く ・選考基準は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第15条の2第1項第1号の規定を考慮し、当該部局が定める 	
(略)					(同左)				

改正前	改正後
<p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員給与規程 (平成16年達示第80号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(拠点手当)</p> <p>第33条の5 国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第50条第1項の<u>研究拠点</u>において研究に従事する教員及び国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)第2条第2号に規定するiPS細胞研究プログラムを実施するための研究に従事する教員には、拠点手当を支給することができる。</p> <p>2 前項の手当の月額、300,000円までの範囲内の額とする。</p> <p>3 拠点手当の支給される教員の範囲、支給額その他拠点手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教職員拠点手当支給細則に定める。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(拠点手当)</p> <p>第33条の5 国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第50条第1項の<u>組織</u>において研究に従事する教員及び国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)第2条第2号に規定するiPS細胞研究プログラムを実施するための研究に従事する教員には、拠点手当を支給することができる。</p> <p>2 } 3 } (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p>